

亀田郷土地改良区  
 新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号  
 〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756  
 ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者  
 理事長 阿部 徳 威

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



県営経営体育成基盤整備事業 小杉1期地区  
 区画整理1次・2次工事 整備面積A=8.78ha

着手前



整地工完了

- 主な内容**
- 令和8年度予算概要
  - 補助事業等実施計画
  - 財政検討作業部会 結果報告
  - 水土里ビジョンの策定について

組合員数 4,315人 (令和8年3月31日現在)

横越 891	大江山 776	亀田 687
両川 455	曾野木 486	鳥屋野 100
山潟 185	石山 194	大形 541

この事業は、農林水産省、新潟県、および新潟市の補助金を受けて実施しています。

## 令和 8 年度 予算概要

令和 4 年度から続く電気料高騰対応等から、昨年の通常総代会に於いて令和 8 年度・9 年度二ヵ年で賦課金をそれぞれ千円値上げすることを決定しました。それにより令和 8 年度の賦課金は 12,500 円/10a となり、賦課金収入が増となります。また、それに合わせて財政検討作業部会を設置し、経費削減と収入増に関する方針を取りまとめ、それに沿った令和 8 年度当初予算を作成しました。

令和 8 年度収支予算は、総括で 22 億 7610 万 1 千円、一般会計で 20 億 5207 万円です。一般会計で比較すると前年度 32 億 9083 万 3 千円に対し、12 億 3876 万 3 千円、37.6% の減となりました。

大きな要因は、前年度は新たに工区会計を特別会計に編入したことで、各工区の償還基金積立資産（各区）を全額、一般会計他会計繰出額からそれぞれの特別会計各工区運営費に繰出したことで大型予算となりましたが、今年度はそれが通常に戻ったこと、また、土地改良事業費支出のうち団体営補助事業地区を予算要求額から実際見込まれる割当予定額に変更したことで大幅な減となりました。

### — 予算編成の重点 —

#### 1. 事業展開

##### (1) 電力費高騰対策

電力費高騰について、令和 7 年度は揚排水機場の電気代を実績に合わせて最終補正で 1300 万円を減額することになったが、令和 8 年度においては、新たに米軍によるイラン攻撃が勃発するなど国際エネルギー価格の情勢はさらに混とんとし、政府による電力会社への補助金投入など、電力価格動向は依然不透明であるが、これまでの運転時間削減を考慮する中で、揚排水機場の水道光熱費は昨年並みを計上しました。一方収入面では、行政からの支援策は、これまで以上に厳しい状況です。

##### (2) 用排水施設の計画的な補修更新

年度別整備計画に基づき優先度の高いものから事業化しています。

団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業では、

前年度に引き続き、早通 1 期・清五郎上流 1 期・大渕上流部・横越中流部の各排水路の補修工事を実施するため、事業費 3614 万 3 千円を計上しています。昨年度に比べ大幅な減額となっているのは、予算要求額から実体に見合った事業費に変更したためである。また、中酒屋排水路を補修する地域農業水利施設ストックマネジメント事業に 266 万 3 千円を計上しています。

新規県営事業に採択された県営基幹水利施設ストックマネジメント事業舞潟揚水機場地区が令和 8 年度から事業着手します。この事業の地元負担額は 300 万円です。

##### (3) 圃場整備事業

小杉地区では県営経営体育成基盤整備事業 3 億 4300 万円で面工事が 2 年目の運びとなります。茅野山地区では令和 9 年度着手に向けて県営での調査計画の最終年を迎えます。

#### 2. 事務運営

役員報酬は会議実費弁償の見直し等により減額、職員人件費は新潟県人事委員会勧告に基づき、個々の給与及び臨時職員の賃金単価上昇、退職者の退職金計上により

増額となりました。また、事務所経費として、自動火災報知設備更新、正面スロープ設置経費を計上しました。

#### 3. 収入計画

##### (1) 組合費賦課金等

令和 8 年度の賦課面積試算値は田 3619ha、畑 449ha となりました。

賦課金を前年度から 1,000 円/10a 値上げしたことで、共通賦課金の収入は 3856 万円増額となり、電力費高騰を賄いつつ、今年度も一部を財政調整基金の繰入を充当しています。

また、その他の収入計画については、実績を踏まえ、決済金 2800 万円（増減なし）、他目的使用料 2860 万円（増減なし）、払下げ 4500 万円（増減なし）としました。

##### (2) 基金繰入

決済金積立金からは、事務費繰入・維持管理費繰入分

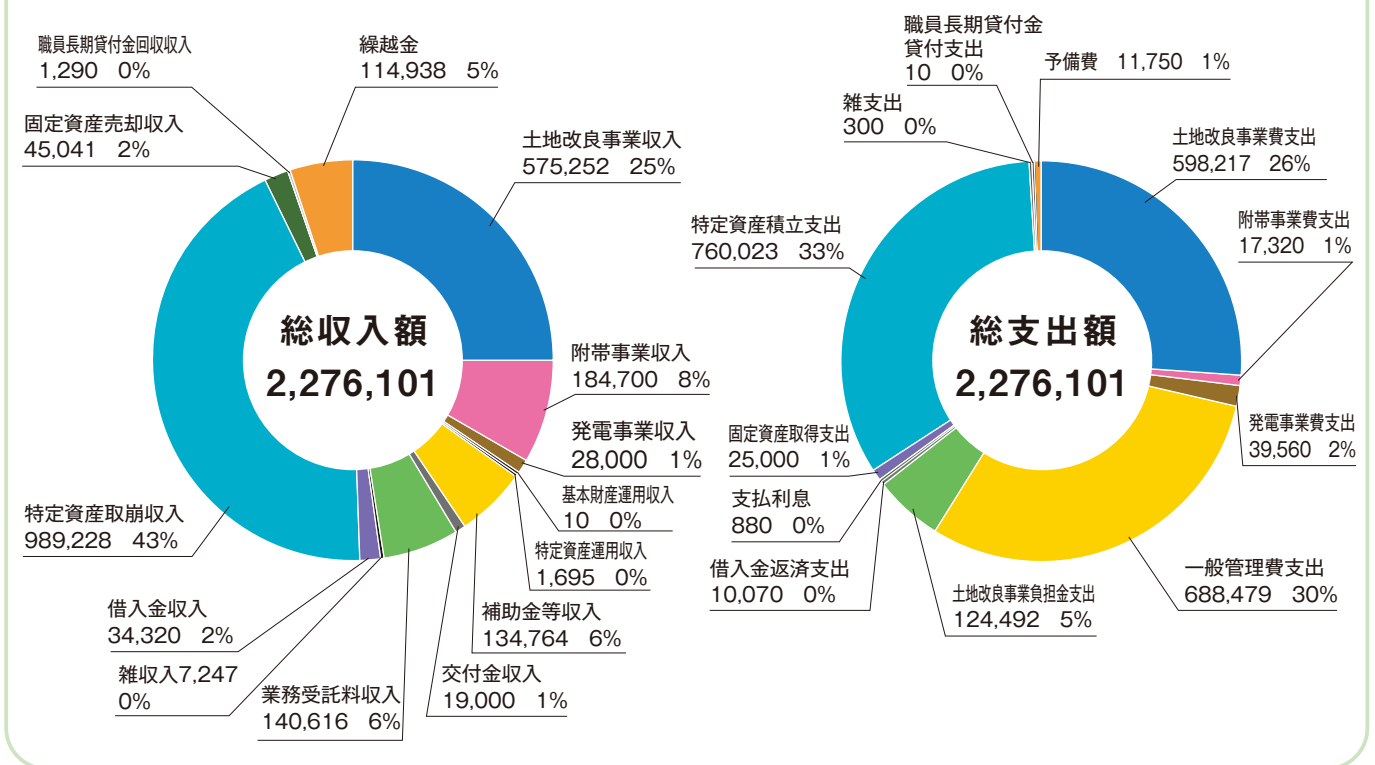
として例年の原則どおり 30 年分割・30 年累計により繰入上限額を設定しました。財政調整基金からは、事務費繰入分として例年の原則どおり 20 年分割・20 年累計による繰入上限額を設定したほか、電力費高騰対策必要額を加えました。前年度から引き続き一時流用を予算計上するため、財政調整基金・決済金でそれぞれ 3 億円計上しました。

以上合計すると、基金繰入額合計は 8 億 4587 万円となります。前年度、各工区運営費繰入を引いた金額は 8 億 6189 万円となり、1602 万円減となります。

以上のように、賦課金値上げで財政調整基金の繰入は減ってはいますが、今後は事業費負担が増えることから、令和 7 年度決算と令和 8 年度の実施状況を踏まえながら、可能な限りの経費軽減策と収入増を打ち出すため役職員に限らず、組合員の皆さまのご協力を仰ぎながら、持続的にご負担に応える方策を追求して参ります。

令和8年度 科目別総予算額

単位：千円



電気料金高騰支援事業と用水節水のお願

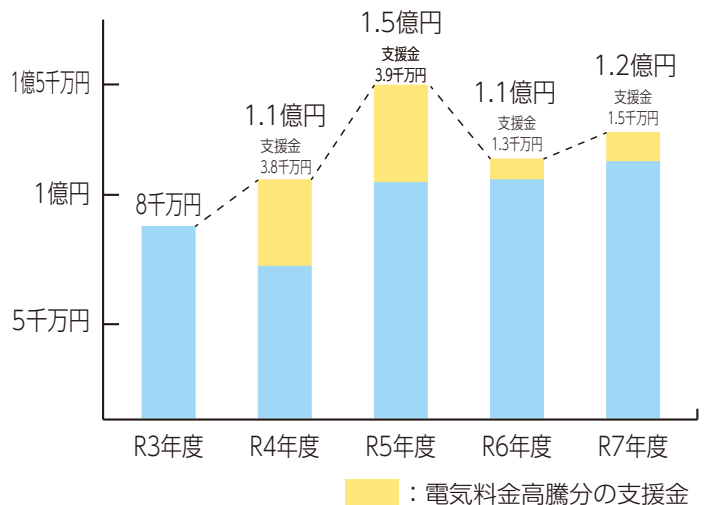
令和6年9月で終了とされていた標記事業について、令和7年度においても国、県、市より支援を頂きました。また、県からは令和6年度分を含めた支援を頂きましたので、下表のとおり報告いたします。

R6並びにR7年度支援事業の内訳

単位：千円

支援事業	行政機関			計
	国	県	市	
農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	4,093	6,769	—	10,862
土地改良区電気料金高騰緊急対策支援事業	—	—	4,200	4,200
合計				15,062

年度別電気料金と支援金の推移



支援して頂きました行政機関には感謝を申し上げます。

紛争が続くイラン情勢などでエネルギー価格が不安定な状況の中、電気代の節約のため、昨年に引き続き、揚水機場の中断運転などを継続していきますので組合員の皆様におかれましては、用水のかけ流しなど無駄水が無いように管理にあたっていただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

## 令和 8 年度 補助事業等実施計画

(単位：千円)

区分	事業名	地区名	新規 継続	実施年度	R8 事業費			R8 改良区 負担額	概要
					R7 補正額	R8当初 割当額			
県 営	基幹水利施設 ストック マネジメント事業	亀田郷	継続	H26~R10	234,000	210,000	24,000	35,100	本所排水路
		横越排水路	継続	R6~R9	2,000		2,000	300	
		舞潟揚水機場	新規	R8~R13	20,000		20,000	3,000	実施設計、地質調査
	地盤沈下対策事業	新潟南部 8 期	継続	H21~R8	20,000		20,000		旧水路埋戻工
		亀田郷阿賀	継続	H28~R9	90,000	88,000	2,000		阿賀用水路
		新潟中東	継続	H30~R8	164,910	138,910	26,000		山二ツ排水路、大形東部用水路
		二本木排水機場 (1 期)	新規	R6~R11	40,000	30,000	10,000		実施設計、地質調査
	湛水防除事業	新潟東部	継続	R2~R10	260,000	227,000	33,000		大石排水分水路、西山排水路設計
		新潟東部第 2 (1 期)	新規	R6~R8	50,000		50,000		横越排水路 (上流)
	経営体育成 基盤整備事業	小杉 (1 期)	継続	R3~R11	372,000	300,000	72,000	37,200	区画整理
		小杉 (2 期)	継続	R5~R11	1,000		1,000	100	
	農業農村整備事業 調査計画	茅野山	継続	R5~R8	700		700	175	計画書作成
		沢海揚水機場	継続	R7~R8	700		700	350	法手続き
		竹尾揚水機場	新規	R8~R9	24,000		24,000		調査計画
	団 体 営	農業経営高度化 支援事業	小杉	継続	R3~R11	1,816		1,816	908
水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)		清五郎上流 排水路 1 期	継続	R4~	24,000		24,000	3,600	清五郎上流排水路
		大測排水路 (上流部)	継続	R4~	48,945		48,945	7,344	大測排水路 (上流部)
地域農業水利施設 ストックマネジメント事業		中酒屋排水路	継続	R6~	2,536		2,536	539	設計
県単農業農村整備 事業 (農地防災)	二本木排水機場	新規	R8	12,000		12,000	7,200	真空ポンプ 2 台更新	
そ の 他	土地改良施設維持 管理適正化事業	山潟 1 号 ポンプ場	新規	R8	19,000		19,000		水中ポンプ 2 台、ポンプ操作盤更新
	水利施設管理強化事業	阿賀野川左岸	継続	H12~	127,215		127,215	63,608	多面的費用ほか
	多面的機能支払交付金	(農地維持) (資源向上(共同)) 東・中央・江南部会	継続	H26~R10	170,000		170,000		8 工区 (10 組織)
(資源向上) (長寿命化) 東・中央・江南部会		継続	H26~R10	48,777		48,777		6 工区 (6 組織)	

※事業費に、工事諸費は含まれていません。

## 令和8年度 通常総代会開催報告

令和8年3月13日、亀田郷土地改良区大ホールにおいて、令和8年度通常総代会が開催され、議長に宇野由弘総代（横越）、副議長に中野辰雄総代（曾野木）を選出し、令和8年度収支予算案をはじめ19議案について、原案どおり議決及び承認されました。

### 令和8年度 通常総代会（令和8年3月13日）

#### 付議事項

- 認第1号 専決処分承認について
- 議第1号 令和7年度収支補正予算について
- 議第2号 亀田郷地域連携管理保全計画の認可申請について
- 議第3号 県単農業農村整備事業（農地防災）二本木排水機場地区の施行について
- 議第4号 令和8年度新規土地改良施設維持管理適正化事業（連携管理保全型）の加入及び実施について
- 議第5号 令和8年度用排水路移設補償事業の施行について
- 議第6号 令和8年度受託事業（土地改良施設維持管理道路除草管理業務委託）について
- 議第7号 定款の一部変更について
- 議第8号 規約の一部改正について
- 議第9号 業務運営細則の一部改正について
- 認第2号 監査細則の一部改正について
- 認第3号 会計細則の一部改正について
- 認第4号 地区除外等処理規程の一部改正について
- 議第10号 報酬・費用弁償・旅費ならびに退職給与金支給規程の一部改正について
- 議第11号 令和8年度賦課金について
- 議第12号 令和8年度収支予算について
- 議第13号 令和8年度長期借入について
- 議第14号 令和8年度積立資産の一時流用について
- 議第15号 令和8年度賦課金の徴収期日および方法について



## 財政検討作業部会 結果報告

令和7年3月、理事会の諮問に応じて設置された財政検討作業部会は、令和7年3月から10月までに計5回の部会を開き、令和8年度・9年度の賦課金値上げに向けた経費削減等に関する方針を取りまとめました。その後、10月20日の総務部会で最終報告を行った後、10月27日の理事会で答申を行い、部会規程により廃止となりました。

なお、令和8年度当初予算はこの答申内容を盛り込んだ形で作成しています。

#### 【主な答申内容】

#### 1. 経費削減の方策

- ① 運営事務費
  - ・費用弁償、手当支給の見直し
- ② 通常工区費
  - ・配分方法を変更
- ③ 分区運営費
  - ・面積規模に応じた単価設定
- ④ 事業費
  - ・水土里ビジョン策定による補助金嵩上げ事業を積極的に推進
  - ・基幹排水路の更新整備は、地元負担を極力伴わない防災事業で計画的に進める

#### 2. 収入増への取組

- ① 資産運用
  - 特定資産の活用
- ② 手数料の見直し
  - 事務処理経費に合わせて改定

#### 3. その他、目的達成に向けて必要な事項

- ① 組織体制の見直し
  - 土地改良施設の保全管理を行う団体として、先を見越した組織体制の見直しに取り組む
- ② 市街地排水路等の市への財産移管
  - 都市側施設として利用される土地改良施設の早期実現

めざそう地域の将来像

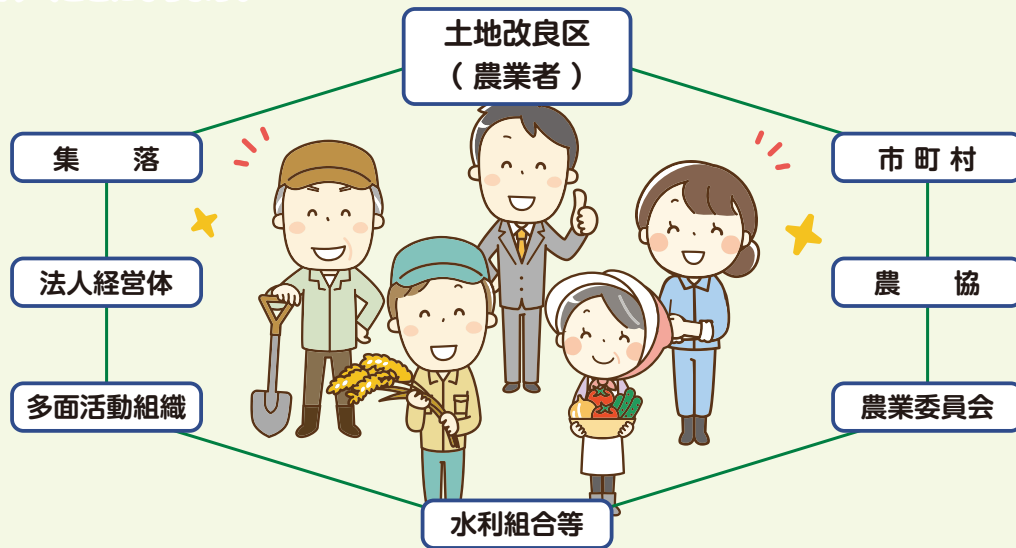
～ 水土里ビジョンの策定について ～

全国的に、土地改良施設の老朽化や維持管理費の増大により、施設の管理や更新に要する費用は今後も増加する見込みとなっており、これらの課題に対応するために、地域の関係者の役割分担による効率的な維持管理体制の構築と、人口減少時代に適応した農業生産基盤の整備・保全が求められています。

令和 7 年 4 月 1 日付の土地改良法改正では、土地改良区が地域の将来像を関係者間で共有し、連携して取り組む仕組みとして「連携管理保全計画（通称：水土里（みどり）ビジョン）」が新たに位置づけられました。

これを受けて当改良区では、新潟市とともに令和 7 年 12 月 22 日に、協議会の設立総会を開催。「亀田郷地域水土里ビジョン」を策定し、3 月 13 日の令和 8 年度通常総代会で承認されました。現在、新潟県へ認可申請を行っています。

今後、この水土里ビジョンに基づき、関係機関と連携して、土地改良施設の計画的な維持管理が進められてゆくこととなります。



短 信

- 10 月 3 日 監事会
- 〃 地域センター理事会
- 8 日 財政検討作業部会
- 17 日 事業部会
- 20 日 総務部会
- 22 日 土地改良団体職員互助会  
中東蒲原支部研修会
- 23 日 工事入札
- 〃 新潟市土地改良区広域連携懇談会
- 24 日 亀田郷用水管理委員会 総会
- 27 日 理事会
- 〃 監事会
- 28 日 亀田郷不法投棄対策連絡協議会 総会
- 11 月 5 日～6 日 中東蒲原土地改良協議会  
視察研修（宮城県）
- 7 日 理事会
- 〃 報酬審議委員会
- 17 日～18 日 土地改良区検査
- 19 日 地域センター理事会
- 20 日～21 日 新潟市土地基盤整備促進協議会  
視察研修（長野県）
- 25 日～27 日 役員研修（鹿児島県）
- 26 日 小杉地区ほ場整備推進協議会 役員会
- 28 日 工事入札

- 12 月 1 日 令和 7 年度第 2 回臨時総代会  
（事業議決等）
- 3 日 小杉地区ほ場整備推進協議会  
営農委員会
- 8 日 工区長会議
- 10 日 多面的 有識者による研修会
- 11 日 事業部会
- 12 日 監事会
- 15 日 役員合同研修会
- 17 日 県・市・広域組織会長との意見交換会
- 19 日 監事会
- 22 日 亀田郷地域水土里ビジョン協議会  
設立総会
- 24 日 職員昇給・昇格審議委員会
- 1 月 14 日 理事会
- 16 日 新潟市都市計画審議会
- 19 日 役員（理事）総選挙 選挙会
- 〃 総代補欠選挙（第 8 選挙区） 選挙会
- 20 日 小杉地区ほ場整備推進協議会 役員会
- 22 日 新潟市農業振興地域整備審議会
- 23 日 小杉地区ほ場整備推進協議会  
運営委員会
- 26 日 総務部会（基本審議）
- 27 日 監事会

- 27 日 地域センター監事会
- 28 日 小杉地区ほ場整備推進協議会  
換地委員会
- 〃 多面的 有識者による研修会
- 29 日 亀田郷地域水土里ビジョン  
協議会 幹事会
- 2 月 2 日 理事会（正副理事長互選）
- 9 日 地域センター理事会
- 13 日 総務部会（細目審議）
- 16 日 新潟市都市計画審議会
- 18 日 理事会（細目審議）
- 20 日 工区長会議
- 〃 亀田郷用水管理委員会（配水計画）
- 24 日 監事会
- 25 日 地域センター評議員会
- 〃 地域センター理事会（新理事長互選）
- 3 月 4 日 理事会（総括審議）
- 11 日 水利調整委員会
- 13 日 令和 8 年度通常総代会（新年度予算）
- 16 日 工区長会議
- 23 日 理事会
- 25 日 監事会
- 〃 全国土地改良事業団体連合会  
通常総会

## 土地改良施設の維持管理について

皆さまの田んぼや畑周りの農道・水路の維持管理は、工区あるいは地元分区及び地先の方に行っていただいている作業の相互扶助で成り立っております。

工区あるいは地元分区が実施する除草作業は年2回行っており、農道の砂利敷きなどは地元分区の要望を取りまとめ、各工区ごとに計画的に行っております。しかし、農地に隣接する用排水路の泥上げや畦の除草等の維持管理作業は地先管理となっております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 亀田郷全水系における適正な水管理について

いつも用水管理にご協力いただきありがとうございます。

当土地改良区管内は、限られた揚水量にて賄われておりますが、常に用水が掛け流しになっている状況が各地区で見受けられ、その結果、下流地域の用水不足にとどまらず、全地区にその影響が出ております。

支線までの管理は、各地区の調整委員の方が自分の農作業の時間を割いてまでも行っている状態ですので、個人の水口の管理につきましても、掛け流しをしない適正な取水管理をしていただきたくよろしくお願いいたします。

## 不法投棄の防止にご協力をお願いします



これは曾野木地区内で、令和8年3月18日、排水路に不法投棄をされた写真です。

このように、農道や水路において、一部の心無き人による様々な廃棄物の投棄が後を絶ちません。

写真の不法投棄は投棄物の内容から関係者を特定し、現在、関係機関において厳重な指導を行っております。不法投棄は犯罪です。「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科」に処せられることがあります。

**この様な不法投棄を目撃された方は、最寄りの警察署や当土地改良区（025-381-2131）へご一報ください。**

## 農作業事故に注意しましょう

農林水産省の調査によると、令和6年の農作業事故死亡者は287人（前年度より51人増加）、事故区分では農業機械作業によるものが156人（全体の54.4%）、農業用施設作業によるものが15人（同5.2%）、機械・施設以外の作業によるものが116人（同40.4%）となっています。

また熱中症による事故が59人となり、前年より22人増加し、増加分の43.1%を占めています。年齢層別では、65歳以上の高齢者による事故が248人と同死亡事故全体の86.4%を占めています。

普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。



### 農作業事故防止のポイント

- 除草剤散布などトラックの荷台で作業するときや、トラクター等でほ場に入るときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
- 転落や飛散物との衝突によるケガ防止のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 農作業機械の点検は、周囲をよく確認し、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。
- 適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。

## 土地改良区からのお願い

### 組合員資格得喪通知について

土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「**組合員資格得喪通知書**」を提出ください。

### 農地転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「**農地転用等の通知および地区除外申請書**」を提出し、決済金のご負担をお願いします。

#### ◆決済金とは

- 区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路・水路等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。
- 決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- 令和8年度の農地転用に伴う決済金は、令和8年3月4日の理事会において右のとおり決定いたしました。

#### 決済金算出調書

一般会計債務額	127,133千円
団体営事業費	48,740千円
維持管理費	22,517,220千円
県営事業分担金	168,215千円
県営維持管理費負担金	325,170千円
合 計	23,186,478千円
対象面積（田換算）	3,730.8ha
決済金額（田10a当たり）	621,488円

田 621,000円（10a当たり）  
畑 155,000円（10a当たり）  
地目変更（田から畑）  
466,000円（10a当たり）

### 他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「**土地改良財産他目的使用申請書**」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

#### 使用料（5年分）

- 乗入れ（橋など）1㎡当たり  
7,920円(税込)／5年間
- 浄化槽排水1人槽当たり  
1,980円(税込)／5年間
- ガス管・上下水道管家庭引込 **免除**

### 手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料2,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

### 賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

### 申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel（エクセル）とWord（ワード）をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

### 組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、**原則として耕作者を組合員とするべく啓発を進めています**。土地所有者が組合員になれないというわけではありませんが、土地所有者と耕作者の間で話し合ってください、できる限り耕作者が組合員となるようご協力をお願いいたします。